

助成金、新たに創設すべき助成金、内容変更を行うべき助成金等について話し合いが行われ、そしてそれらにかかる費用についての予算案が国会に提出されて改定等が行われるのです。

平成 27 年度の助成金の方向性について、厚生労働省は「1.労働者の職業能力の向上」、「2.円滑な労働移動の実現」、「3.良質な雇用の創出・確保」の 3 つを掲げ、それらの概算要求額の合計は前年度と比べて 418 億円多くなっています。

1.の概算要求額は、732 億円⇒929 億円 (+197 億円)、2.は 657 億円⇒746 億円 (+89 億円)、3.については 471 億円⇒603 億円 (+132 億円) となっています。

このことから、労働者の職業能力開発や雇用の創出・確保等に力を入れていることがわかります。例えば『キャリアアップ助成金』の見直しを取り上げてみます。

この助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正規雇用転換や人材育成、処遇改善、法定外の健康診断、短時間正社員への転換、短時間労働者の所定労働時間延長を実施した事業主に対して、助成されるというものです。

多様な正社員化を推進するために、今までの【短時間正社員コース】が【多様な正社員コース】と改称し、勤務地・職務限定正社員制度の新規導入・適用した場合に 40 万円（大企業 30 万円）が助成されることになりました。

それから、キャリアアップ助成金の人材育成コース（非正規社員対象）やキャリア形成促進助成金の、職業能力開発等訓練を対象とした助成金の他、新たに『企業内人材育成推進助成金』が新設されました。

この助成金は教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティングなどを活用した人材制度を導入・実施した場合に於いて、教育訓練・職業能力評価制度導入助成として中小企業に対して 50 万円（大企業 25 万円 *以下 () 内は大企業に対する助成額)、実施助成として 1 人あたり 5 万円 (2.5 万円) を加算、キャリア・コンサルティング制度導入助成として 30 万円 (15 万円)、実施助成として 1 人あたり 5 万円 (2.5 万円) 加算、事業主がキャリア・コンサルタントを育成した場合 1 人あたり 15 万円 (7.5 万円)、また技術検定合格報奨金制度導入助成として 20 万円 (10 万円)、実施助成として 1 人あたり 5 万円 (2.5 万円) 加算するというものです。中小企業に対する助成金は、大企業に比べて対象となる種類やメニューが多く、助成額も大きいです。これは、中小企業は経済的に基盤が弱く、計画的に人の雇入れや人材育成を行うこと、また制度の構築、運用に慣れていないということも勘案し、国は助成金をきっかけに、国の制度が多くの中企業にも浸透して行くよう「零細・中企業」を育成しようという施策の一つと考えます。

..... *.+°

| 【大槻事務所だより】

| 今月のテーマは「ストレスチェック制度義務化への対応」です！

|

東京には一つの区内に多くの分館があり、23区の公共図書館だけでも約260館、1km²に1館程度あり、どこからでもアクセスしやすい環境にあります。

一番のメリットと言えば、本やCDレコード、新聞や雑誌を無料で読んだり聴いたりできることだと思います。また、各館のホームページから蔵書の本を検索することができ、予約をしておくと当日でも窓口で受け取ることができます。

また近隣の図書館に蔵書がない本であっても、リクエストを出せば新刊の購入を検討してくれたり、絶版になっていれば他区の図書館から取り寄せてくれるシステムもあり、どうしても読みたい本がある人にはうってつけです。中でも千代田区永田町にある国立国会図書館では、表に本は置いてありませんが、日本で出版される全ての本を集めるシステム(納本制度)になっており、出会えない本はないと言われています。

さらに『レファレンス・サービス』といって、「××の分野に関する資料を探している」「○○の分野について知りたい」といった調べ物をお手伝いするサービスも行なっているので、ぜひ活用して下さい。

自治体によっては、季節や今話題になっている出来事・時事問題や、地元になんだ本の展示やイベントを行なっているところもあります。最近では幅広い世代の人々に利用してもらえるように、0歳児から本に親しませる『ブックスタート』や一般の子供向けの読み聞かせ会、会社員や就活生向けの本を集めた『ビジネス支援』、障がい者向けに点字図書や録音図書の貸し出し、映画の上映会、新聞や法令などの商用データベースの利用など様々なサービスに力を入れています。

近隣の図書館に本を借りに行くのも楽しいですが、せっかく東京近辺には多くの図書館がありますので、ちょっと知らない街へ行った時に、いつもとは違う特色のある図書館に寄ってみるのも面白いかもしれません。

2012年1年入所 日本橋分室所属 趣味は読書、ボルダリング、神奈川県大磯町出身
二宮武敏

【◎】 社労士Q&A

【執筆者】 大槻事務所 アウトソーシングプロジェクト

Q: 妻が退職したため、扶養に追加したいのですが、収入というのは給与明細のどこの金額になりますか？



A: 「収入」とは、社会保険料や所得税などを控除する前の、基本給をはじめとした各種手当の合計金額となりますので、給与明細書の「支給合計」をご確認下さい。

☆税金の扶養

配偶者控除対象者となる為には、「支給合計」から「交通費」を除いた収入額が年間 103 万円以下でなければなりません。

☆社会保険の扶養

社会保険上被扶養者となる為には、「交通費」を含めた収入額が年間 130 万円以下でなければなりません。

税金の場合は「支給合計」から交通費を控除した金額となりますのでご注意ください。

◆こちらのメールマガジンは、当所お取引のお客様、当所主催・共催セミナーにお申し込みいただいたお客様、当所職員がお会いして名刺交換させていただいたお客様、当所ホームページよりメールマガジンの購読お申し込みいただいたお客様にお送りしています。

メールマガジンの停止または配信先の変更について、大変お手数ではございますが下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>



◆編集後記

今月号のメルマガはいかがでしたでしょうか。
今月号からメルマガ書式をあらためてリニューアル配信いたしました。
読者の皆様により良い情報を配信すべく、より一層の工夫を重ねていきます。
今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。



編集 発行 : 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 土井 裕介
問い合わせ : このメルマガ E メールアドレスは送信専用です。お問い合わせは下記の URL にてお手続きをお願いいたします。↓↓

https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otzuki/index.php?act=form_contactus

メルマガの解除はこちら↓↓

<https://regssl.combzbmail.jp/web/?t=cf27&m=19sf>

Web サイト : <http://www.otuki.org/>